

令和4年第3回大台町議会定例会

# 提出議案概要



令和4年9月

(余白)

## 報告第 2号 令和3年度健全化判断比率について

### 【理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告します。

### 【内容】

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、いずれの会計も黒字であることから算定されず、数値としてはありません。

実質公債費比率は8.1%、将来負担比率は13.9%であり、4指標ともに早期健全化基準内です。

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14.89)	— (19.89)	8.1 (25.0)	13.9 (350.0)

※ ( ) 内は早期健全化基準の数値です。

## 報告第 3号 令和3年度資金不足比率について

### 【理由】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付けて、議会に報告します。

### 【内容】

水道事業会計及び生活排水処理事業特別会計は、いずれの会計も資金剰余の状態のため、資金不足比率は算定されず、数値としてはありません。いずれの会計も経営健全化基準内です。

会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	— (20.00)
生活排水処理事業特別会計	— (20.00)

※ ( ) 内は経営健全化基準の数値です。

**報告第 4号 株式会社フォレスト・ファイターズの経営状況について**

**報告第 5号 株式会社エム・エス・ピーの経営状況について**

**報告第 6号 株式会社宮川物産の経営状況について**

**報告第 7号 株式会社宮川観光振興公社の経営状況について**

**報告第 8号 道の駅奥伊勢おおだい株式会社の経営状況について**

**報告第 9号 株式会社奥伊勢ハイウェイパークの経営状況について**

**【理由】**

地方自治法第243条の3第2項の規定により、第三セクターの経営状況を報告します。

**【内容】**

別冊「出資法人経営状況報告書」をご参照ください。

**報告第10号 教育委員会の事務に関する点検評価報告について**

**【理由】**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会の事務に関する点検評価報告を行います。

**【内容】**

教育委員会が令和3年度に実施した施策等（事務・事業）の点検・評価を行い、報告書を作成し議会へ提出するとともに、公表します。

詳しくは、別冊「令和3年度 教育委員会の事務に関する点検評価報告書」をご覧ください。

## 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

### 【理由】

現在5名の大台町人権擁護委員の内2名の任期が令和4年12月31日をもって満了となることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、候補者推薦につき議会の意見を求めるものです。

なお、現委員である やすだまさみ 保田正巳氏につきましては、人権擁護委員法第9条の規定に基づき、任期満了後も後任者が委嘱されるまでの間は引き続き、人権擁護委員として職務を行うこととなります。

### 【内容】

氏名 : にしむら みどり 西村 美鳥 氏

経歴 : 定例会資料を参照

任期 : 令和5年1月1日から令和7年12月31日まで（3年）

認定第 1号	令和3年度大台町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号	令和3年度大台町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3号	令和3年度大台町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4号	令和3年度大台町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5号	令和3年度大台町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6号	令和3年度大台町水道事業会計決算認定について

#### 【理由】

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度大台町一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めます。

併せて、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度大台町水道事業会計の決算について、監査委員の意見を付して、議会の認定を求めます。

#### 【内容】

次表をご参照ください。

□会計別決算規模

(単位：千円、%)

会計名称		区分	令和3年度 決算額 A	令和2年度 決算額 B	増減額 C = A - B	増減率 C / B
一般会計		歳入	8,101,676	8,318,867	△ 217,191	△ 2.6
		歳出	7,807,564	8,144,253	△ 336,689	△ 4.1
特別会計	国民健康保険事業 特別会計	歳入	1,114,606	1,226,252	△ 111,646	△ 9.1
		歳出	1,104,146	1,219,566	△ 115,419	△ 9.5
	介護保険事業特別 会計	歳入	1,774,352	1,755,818	18,534	1.1
		歳出	1,671,817	1,693,910	△ 22,093	△ 1.3
	生活排水処理事業 特別会計	歳入	302,989	302,777	213	0.1
		歳出	290,550	290,964	△ 414	△ 0.1
	後期高齢者医療事 業 特別会計	歳入	336,760	337,667	△ 908	△ 0.3
		歳出	334,580	337,296	△ 2,717	△ 0.8
会 企 計 業	水道事業会計	歳入	725,478	758,001	△ 32,523	△ 4.3
		歳出	920,472	968,923	△ 48,451	△ 5.0
合計		歳入	12,355,861	12,699,382	△ 343,520	△ 2.7
		歳出	12,129,129	12,654,912	△ 525,783	△ 4.2

※水道事業会計は、収益的収支と資本的収支の合計を計上しています

※表示単位未満を四捨五入している都合、「実質収支に関する総括表」と符合しない箇所があります。

詳しくは「令和3年度決算の概要説明書」をご参照ください。



## 議案第52号 大和谷橋橋梁修繕工事請負契約の締結について

### 【契約の概要】

工 事 名：道路メンテナンス事業  
          大和谷橋橋梁修繕工事  
入 札 日：令和4年8月22日（一般競争入札）  
契 約 額：83,490,000円  
相 手 方：山一建設株式会社（三重県伊賀市）  
工事期限：令和5年3月20日

### 【内容】

本工事は、大和谷橋の橋梁点検の結果、上部工部材の塗装の劣化や損傷等、橋の機能に影響を及ぼすような損傷が見受けられたため、これを修繕し安全な通行を確保するために実施する工事です。

### 【理由】

大台町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定では、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、「議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負」と規定されていることにより、議会の議決を求めるもの。

## 議案第53号 大台町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

### 【改正理由】

「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に係る人事院規則等の改正に伴うもので、地方公共団体の職員の勤務時間・休暇その他の勤務条件につきましては、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、所要の措置を講じるものです。

### 【改正内容】

#### 1. 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の誕生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和する。

#### 2. 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

- ① 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備。
- ② 非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、①と同様に、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備。
- ③ ①の改正に併せ、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備。

#### 3. 育児休業の取得回数制限の緩和等

- ① 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除。
- ② 再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備。

### 【施行期日】

令和4年10月1日

**議案第54号 大台町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

**議案第55号 大台町職員の降給に関する条例の制定について**

**議案第56号 大台町職員の定年等に関する条例の一部改正について**

**議案第57号 大台町職員の給与に関する条例の一部改正について**

#### 【改正理由】

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行されることから、必要となる条例の新規制定や一部改正等を行うものです。

#### 【改正内容】

- 大台町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の整備に関する条例の制定  
関連する6つの条例を一部改正し、1つの条例を廃止します。  
改正等の主な内容
  - ・廃止される「再任用職員」の規定を削り、「定年前再任用短時間勤務職員」の規定を追加。
  - ・再任用制度の廃止に伴い、再任用に関する条例を廃止。
  - ・地方公務員法の一部改正に伴い、条項ずれが生じる箇所を整理。
- 大台町職員の降給に関する条例の制定  
管理監督職勤務上限年齢制の導入や60歳に達した職員の給料を7割水準とする措置など、本人の意に反する降給を行うに当たり、これまで職員の降給に関する規定がなかったことから新たに条例を制定します。
- 大台町職員の定年等に関する条例の一部改正  
職員の定年年齢を段階的に引き上げ年齢65年とすること、管理監督職勤務上限年齢を年齢60年と定めること、及び定年前再任用短時間勤務制度を新たに設けること等に係る規定を整備します。
- 大台町職員の給与に関する条例の一部改正  
廃止される「再任用職員」の規定を削り、「定年前再任用短時間勤務職員」の規定を加えること、及びその給与に関すること、60歳に達した職員の給料を7割水準にとすること、また、これに係る各種規定を整備します。  
また、行政職の等級別基準職務表について、定年延長を選択した職員の降任先として、4級の職務に新たに「調整官」及び「指導保育士」を追加します。

#### 【施行期日】

令和5年4月1日

**議案第58号 大台町水道事業職員の給与種類及び基準に関する条例の一部改正について**

**【改正理由】**

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行されることから、地方公営企業である水道事業についても必要な改正等を行うものです。

**【改正内容】**

廃止される「再任用職員」の規定を削り、「定年前再任用短時間勤務職員」の規定を追加、その他条項ずれが生じる箇所の整理を行います。

**【施行期日】**

令和5年4月1日

議案第59号 令和4年度大台町一般会計補正予算（第5号）

議案第60号 令和4年度大台町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第61号 令和4年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第62号 令和4年度大台町生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 令和4年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

別冊「令和4年度補正予算説明資料（第3回定例会）」をご参照ください。